

# 令和4年度・5年度入札参加資格審査申請受付について

令和4年度・令和5年度に長浜南部土地改良区が発注する建設工事又は測量・コンサルタント業務等の競争入札に参加を希望される法人及び個人の方は、下記をご確認のうえ入札参加資格審査申請を行ってください。

## 1. 受付期間及び受付時間

- ① 受付場所  
長浜南部土地改良区事務所（滋賀県長浜市永久寺町468番地）
- ② 受付期間  
令和4年2月1日 から 令和4年3月31日まで
- ③ 受付時間  
午前8時30分 から 午後5時15分 まで
- ④ 注意事項  
受付期間のうち、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に規定する祝日を除く。  
受付時間のうち、毎日、午前12時00分から午後1時00分の間は受付をしないものとする。

## 2. 提出方法及び有効期限

- ① 提出方法  
申請書1部 持参または郵送
- ② 有効期限  
令和4年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

## 3. 郵送による場合の注意事項

- ① 受付期間内の郵送のみ受付、消印は無効とします。なお提出書類に不備が認められる場合は、すべて適正に補正されるまで受付はできませんので、期間内に余裕を持って申請ください。
- ② 受付後、受領書を送付しますので、切手を貼った返信用封筒を必ず同封ください。
- ③ 書類に不備があった場合は、電話で申請担当者に連絡しますので期間内に補正してください。

## 4. 参加希望業種

申請は下記の業種から各者1種のみ希望する業種を申請書に明記すること。

- ・土木一式工事
- ・建築一式工事
- ・管工事
- ・舗装工事
- ・塗装工事
- ・電気工事
- ・機械器具設置工事
- ・測量・コンサルタント業務

## 5. 入札参加資格審査申請者の資格

申請者は下記の要件を備えていること。

- ① 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと及び、破産者で復権を得ないものでないこと。
- ② 入札参加資格制限を受けていないこと。
- ③ 納付期限が到来している税（法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市県民税等）に未納がないこと。

- ④ 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けたもので、かつ直前2ヵ年間に施工実績のある者。
- ⑤ 建設業にあっては建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- ⑥ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定により登録を受けた測量業者。
- ⑦ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けた建設コンサルタント。
- ⑧ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録を受けた補償コンサルタント。
- ⑨ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定により登録を受けた地質調査業者。
- ⑩ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けた者。
- ⑪ 前記⑥から⑩までの測量設計調査業務以外の業務等で、関係法令の規定に基づく許可等を受けた者。
- ⑫ 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - ・自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
  - ・暴力団員であると認められる者。
  - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
  - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - ・法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者も損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
  - ・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者。

## 6. 申請書類

- ① 申請書はA4版ファイル（色自由）に綴じ、表紙及び背表紙に称号又は名称を記入すること
- ② 入札参加資格審査申請書の様式は、全国統一又は滋賀県及び長浜市の仕様に準ずるものとする。
- ③ 申請書類は、「7. 提出書類」の番号の順に綴り提出すること。

## 7. 提出書類

### 建設工事の場合

- ① 入札参加資格審査申請書
  - ア. 申請書には、法人又は個人の実印を押印すること。
- ② 経営事項審査結果通知書の写し（申請時点での最新のもの）
- ③ 建設業許可証明書又は通知書の写し（委任される場合は委任先の許可状況が確認できるもの）
- ④ 営業所一覧表
- ⑤ 工事経歴書またはそれに準ずるもの
- ⑥ 技術職員名簿
- ⑦ 納税証明書（写し可）
  - ア. 直前の1年分（未納税のない証明でも可）
  - イ. この通知の「8. 納税証明書の留意事項」を参照のこと。

- ⑧ 委任状（原本）
    - ア. 本社以外の営業所に入札、契約その他権限を委任する場合は、委任印は実印を押印すること。
  - ⑨ 使用印鑑届（原本）
  - ⑩ 印鑑登録証明書（写し可）
  - ⑪ 建設業退職金共済組合等の加入証明書（写し可）
  - ⑫ 健康保険、年金保険、雇用保険、労災保険それぞれの保険料納入を証明できる書類（写し可）
  - ⑬ 納入証明書又は領収書で、納期の到来した直前1年分。
- ※ 上記の④⑧⑪⑫は該当者のみ提出

委託業務（コンサルタント等）の場合

- ① 入札参加資格審査申請書
    - ア. 申請書には、法人又は個人の実印を押印すること。
  - ② 経営規模等総括表（実績高・有資格者数・自己資本等が確認できるもの）
  - ③ 登録証明書写し
  - ④ ③以外に営業に必要な許可証等の写し（測量・設計・調査以外の業務）
  - ⑤ 測量等実績調書またはそれに準ずるもの
  - ⑥ 技術者経歴書
  - ⑦ 財務諸表
  - ⑧ 営業所一覧表
  - ⑨ 使用印鑑届（原本）
  - ⑩ 印鑑登録証明書（写し可）
  - ⑪ 納税証明書（写し可）
    - ア. 直前の1年分（未納税のない照明でも可）
    - イ. この通知の「8. 納税証明書の留意事項」を参照のこと。
  - ⑫ 委任状（原本）
    - ア. 本社以外の営業所に入札、契約その他権限を委任する場合は、委任印は実印を押印すること。
- ※ 上記の⑧⑫は該当者のみ提出

## 8. 納税証明書の留意事項

納税証明書については、下記の区分により添付すること。

滋賀県内に本社又は委任先の支店・営業所を設置している者	法 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人税（国税）の納税証明書</li> <li>2. 法人の都道府県税（滋賀県）及び市町村税の納税証明書</li> <li>3. 消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明（非課税事業者にも発行されています。）</li> </ol>
	個 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 代表者の市町村税（国民健康保険税を含む）の納税証明書。</li> <li>2. 消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書（非課税事業者にも発行されています。）</li> </ol>

	法 人	1. 法人税（国税）の納税証明書 2. 法人の都道府県税（本社所在）及び市町村税の納税証明書 3. 消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明（非課税事業者にも発行されています。）
上記以外の者	個 人	1. 代表者の市町村税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書。 2. 消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明（非課税事業者にも発行されています。）

#### 9. お問い合わせ

長浜南部土地改良区

〒526-0833

滋賀県長浜市永久寺町468番地

TEL 0749-62-0167

FAX 0749-62-0196